

医師国保とっとり

鳥取県医師国保組合発行

発行人 岡 本 公 男

〒680-8585 鳥取市戎町317 鳥取県医師会館内

電話 (0857)27-5565



理事長挨拶

鳥取県医師国民健康保険組合

理事長 岡 本 公 男

3月11日に発生した東

日本大震災に続いて、今夏は台風が日本列島に上陸し大きな被害をもたらしました。自然災害の恐ろしさをさまざまと見せつけられましたが、穏やかな秋の気配が感じられるようになりました。被災地では懸命に復興に取り組んでいる状況が報道されていますが、福島原発の対応も含めて、政府の対応は遅れがちで苛立ちを抑えきれません。被災地の方々のために出来ることを我々なりに考え、実践して復興の一助になればと考えます。

さて、国保組合を取り巻く状況につきましては、依然非常に厳しい状況が続いており、現在の最大の懸案事項は、昨年の11月に行われた行政刷新会議の事業仕分けにおいて「所得水準の高い国保組合に対する定率補助を廃止する」とされていることがあります。政府は、社会保障と税の一体改革の中で国庫補助の削減法案の提出作業を進めており、平成24年度からの段階的な実施を目指しているとされています。もし、この法案が成立し、国庫補助金が廃止された場合、医師国保組合の運営は困難な状況に陥ることは免れません。

我々医師国保組合としては、「自家診療の自肅」、「保険料の収納率100%」などの経営努力の結果なのですが、「富裕組合に補助金は必要ない」というその方向性一つでございます。これらのことを受け、昨年末に当組合としても関係各位に働きかけてまいりましたが、引き続き、全協および全医連と歩調を合わせて動向を注視していきたいと

考えております。

さらには、当組合の運営も7年連続赤字の大変厳しい状況となっております。今まで余剰金を少しずつ支出しながら対応してきましたが、そろそろ保険料の値上げを考えいかなければいけない時期に来ています。全協は、無駄な研修会や広報・共同事業の見直しなどで補助金カットの影響を最小限に留めています。当組合としても、さらなる経費縮減に努め、組合員の方々の負担が少しでも減るように尽力していくかと思いますのでご賢察いただきますようお願い申し上げます。

次に、特定健診・特定保健指導についてですが、当組合では実施率が平成21年度の8.7%から平成22年は10.1%と大きく伸ばすことができませんでした。したがいまして、今年度の特定健診では、従業員の皆様にも受診券を送付し、事業主健診分を特定健診として実施できるように対応し、実施率の向上を目指しています。新しい後期高齢者医療制度の検討の中でも「特定健診・特定保健指導の実施率によって加算減算される仕組みを残すべき」という議論も出ており、それによっては保険料の値上げ額にも影響が出てきますので、目標に少しでも近づくよう、ぜひとも特定健診の実施をお願いします。

医師国保組合にとって困難な状況が続きますが、役職員一致団結して組合業務の推進と安定した組合運営に尽力いたしますので、今後ともご理解ご協力をよろしくお願ひいたします。

鳥取県医師国民健康保険組合 第127回通常組合会議事録

1. 開催日時 平成23年8月6日（土）午後4時
2. 開催場所 ホテルニューオータニ鳥取
鳥取市今町
3. 議員の総数 30名 議決権の総数 30個
4. 出席議員の数 19名 この議決権の数 19個
5. 決定事項
 - 1) 平成22年度鳥取県医師国民健康保険組合事業報告について認定を求める件
 - 2) 平成22年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算について認定を求める件
6. 会議の状況

（午後4時 開会）

（板倉議長）

ただいまから第127回鳥取県医師国民健康保険組合通常組合会を開会致します。

事務局より資格確認をお願い致します。

（谷口事務長）

当初規約の改正があるために3分の2以上の出席が必要である旨ご連絡いたしましたが、今回の改正は理事の専決処分ということで報告事項としておりますので過半数の出席で会が成立することになります。組合議員総数は30名で本日受付されました方は19名です。従いまして、過半数の出席でございます。以上、ご報告します。

（板倉議長）

過半数の出席でございますので、本会議は成立いたします。

それでは3番の議事録署名人の選出について、お諮りします。

慣例によりますと、議長の一任で決めておりますが、こちらで指名してよろしいでしょうか。

【異議なし】

それでは、13番の松田 隆先生、26番の木村秀一朗先生のお二方を選任いたしますので、よろしくお願いします。

では、4.理事長挨拶をお願いします。

（岡本理事長）

理事長の岡本でございます。本日は大変暑い中を御出席いただきまして、有り難うございます。さて、皆さん御存じのように医師国保組合を取り巻く環境は非常に厳しいものがございまして、逆風が治まることなく、より一層厳しさが増しているというのが現状でございます。

昨年の厚労省の事業レビューによりまして、医師国保組合は富裕組合であるとの指摘を受けて、「国の補助金の32%をどんどん減らしていく5年間でゼロにしていく」という方向が打ち出されています。



我々国保組合といたしましては、「自家診療をしない」、「保険料の収納率が100%」などの努力の賜物なのですが、そういう努力は一切認めなくて、富裕組合ということがひとり歩きしていることは非常に情けない。国にお金がないから、国からは出せないというその方向性一つでございます。

このこともございますが、いわゆる事業仕分けで外部有識者からも切っていくべきであるということが言われた一番の問題は、全国建設工事業国保組合で加入資格を持たない人がたくさん入っていたということがございまして、罰則金として80億円の国庫への返還があったということございました。そういうことを受けまして、この春から厚労省はコンプライアンス担当理事というものを設けまして、当組合では富長理事がその担当になりまして、先日、厚労省の方でより一層コンプライアンスを高めていくようにという指示をいただいております。

後ほど神鳥副理事長から説明もありますが、平成22年度も赤字基調でございますが、これは今年、昨年に始まる事ではなくて、7年間ずっと赤字が続いております。と申しますのが、それほど保険料を徴収していません。今まで余剰金があり、それを少しずつ支出しながらという方針でやっておりまして赤字がずっと続いておりますが、そろそろ保険料の値上げをみんなで考えていかなければいけない時期に来ているのではないかと思っています。先日も中四国連絡協議会がございまして、当県から32%削減について議題を出したところ、各県ともに保険料の値上げで対応していくかなければしようがないというお話をございました。ただ、保険料を値上げいたしましても、まだまだ「協会けんぽ」「市町村国保」より随分保険料は安く上がるというように思いますが、ただ、自家診療をしないということでございますので、そのマイナス面を差し引いても、やはりきちんとした運営をしていく必要があるだろうと思っております。今後とも、我々役員も一生懸命やっていきますの

で、先生方の御理解と御支援をお願いしたいと思います。

最後になりましたが、本日は平成22年度の事業報告と決算の承認でございます。慎重審議の上、何とぞ御承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げまして、理事長の挨拶といたします。どうも有り難うございます。

(板倉議長)

有り難うございました。それでは、報告事項1番理事の専決処分について（鳥取県医師国民健康保険組合規約の一部改正）について、報告をお願いします。

(神鳥副理事長兼常務理事)

お手元の資料の5ページをご覧ください。

先ほど理事長挨拶でもございましたけれども、コンプライアンスを求められるということをございますし、規約の部分もきっちと見直しておかなければいけないということがございます。

国保法では、国保組合というのは同種の事業または業務に従事する者で、当該組合の地域内に住所を有する者を組合員として組織すると掲げてあります。そういうことで、ちょっとこれを整理しなければいけないなということで、現状を見ますと、改正条文にありますように、島根県の松江市あるいは安来市の方からドクター、それから職員が来ておられます。ドクター2名、職員5名の合計7名です。これを何とかしなければいけないということで、この改正条文のように、組合の地区は松江市と安来市も加えるということにいたしました。

ただ、御承知のように8月1日から松江市が東出雲町と合併しまして、今はまだごたごたしております。ですから県知事の認可はまだおりておりません。ですから附則のところに書いてありますけれども、この規約は知事認可のあった日から施行することでお願いいたします。

それでは、6ページをご覧いただきます。これは実際実施されているものなのですが、実はその法律自体が平成21年10月から平成23年3月までの暫定的なものでございました。出産にかかる出産育児一時金に関する経過措置ということでございましたけれども、これが恒久的になったということでございます。現行条文では、第12条のところ、3行目ぐらいに35万円を支給する。これが現在は39万円でございます。それから産科補償制度を利用している医療機関があれば、そこには3万円をプラスする、上限として加算すると書いてございます。これについては、遡りまして平成23年4月1日から施行するということで、よろしくお願ひいたします。

(板倉議長)

有り難うございました。それでは、報告事項1

番について質問がございましたら議席番号に続いて発言をお願いします。質問はございませんでしょうか。

ないようですので、次に、議決事項に入ります。議案第1号平成22年度鳥取県医師国民健康保険組合事業報告について認定を求める件について説明をお願いします。

(神鳥副理事長兼常務理事)

それでは、平成22年度の事業報告をさせていただきます。

まず、1の部分でございますけれども、平成22年度医師国保の事業実施状況ということで、8ページから10ページの上段にかけて、当組合の事業が述べてあります。組合会が2回、理事会が書面理事会を含めて5回、監事會が2回開催されております。

次に、10ページの下段から11ページの上段にかけて、全医連関係が上げてございます。全医連というのは47都道府県の医師会関連の国保組合の会でございまして、全国医師国民健康保険組合連合会と申します。これについて書いてございますが、22年10月8日にさいたま市で全国大会が開かれました。

それから、11ページをご覧いただきますと、中四国ブロック会議については当県が当番県ということでございまして、昨年の7月24日に、このホテルニューオータニで会議を開いております。2番の協議事項で5つほどの議題を協議いたしました。それから、11ページの下段から12ページにかけて、今度は全協関係がございますが、これは医師だけではない職域的な国保組合ということで、社団法人全国国民健康保険組合協会というのが正式な名称でございまして、この関係の会議が5回ございました。昨年6月には秋田で総会がございましたし、年が明けて3月11日には通常総会が明治記念館でございまして、岡本理事長、小林係長が出席しています。それから下の2つでございますけれども、当県が平成21年4月から23年3月まで全協中国四国支部の支部長組合ということでございましたので、総会と研修会を5月22日に米子市の全日空ホテルで行いました。委託研修会に関しては、厚労省の方と、それから関西外国语大学の佐古教授においでいただいて御講演いただいたということでございます。

続きまして、13ページの物故組合員でございますが、お二人ございました。平成20年度からは後期高齢に移行しまして、その後非常に少なかったのですが、8月15日に水川先生、それから1月18日に山根巖先生がお亡くなりになりました。

それでは、14ページをご覧いただきます。ここには被保険者数の推移が上げてございます。これは次年度の予算の積算根拠になるものでございま

す。一番左側が年月でございますが、22年の4月が年初、そして23年の3月が年度の末ということを考えますと、組合員に関しましては、395名が393名とマイナス2でございます。准組合員に関しましては261名が259名とマイナス2ということでございます。家族につきましては若干増えておりまして796名が834名、プラス38で、トータルいたしますと、年度の末には1,486名ということで、34名プラスということでございます。それぞれの構成比につきましては、一番下に書いてございます。後期高齢者組合員でございますが、移動はございますけれども、平均しますと50名ということになります。第2号被保険者、介護保険の40歳から64歳までの方ですが、平均で663名。特定被保険者、健保適用除外を受けて、年金の方は厚生年金、医療は医師国保という方でございますけれども、これが平均426名ということで、それぞれ構成割合が少しづつ増えているということでございます。

それでは、次の15ページでございます。ここには年次別の被保険者数が上げてございます。平成18年度を100として上げておりますけれども、平成20年に後期高齢への移行がございまして、がたっと落ち79%。21年に自家診療を廃止し、さらにまた落ちたということで、22年は一応下げ止まったという形で75.24%ということでございます。

3の財政状況でございますが、国民健康保険料の賦課徴収につきましては、当初予定よりは若干増えておりまして、126万ほどプラスの2億2,024万でございました。国からの補助金、(2)の国庫支出金の交付状況は書いてございますとおり7項目ございます。トータルいたしますと、一番右下ですが、8,195万ほど下がってきているということでございます。その中の大きなものは療養給付費補助金、それから介護納付金補助金、それから後期医療費支援金でございます。この3つを合わせて大体95%ぐらいを占めるということで、毎度申し上げますけれども、第4・四半期で年末調整的に大きな額が入るということでございます。

16ページをご覧いただきます。(3) 収支決算状況でございますが、これは県に出す報告書でございまして、私どもが作っている報告書とちょっと違う部分がございますけれども、後ほどまた同じような数字が出てまいりますので、ここは割愛させていただきます。

17ページをご覧いただきます。収支の内訳を円グラフで表したものでございます。外側が平成22年度、内側の方が21年度ということでございます。これをぱっと見まして、収入の部分でございますが、国保保険料は前年よりはパーセントが減っている、それから国庫支出金もちょっと減っているということでございますが、薄いブルーの繰越金

と赤っぽいところが繰入金です。この2つが増えているということでございます。

それから、支出の方を見ますと、保険給付費が増えておりますし、前期高齢の納付金もちょっと増えています。後期高齢の支援金が若干減っているという状況にございます。

それでは、17ページの総括表をご覧いただきます。いつもこれをお見せするのですが、皆さんご覧になっても、何のことだということになるのかなと思いますが、前年度の決算表を見ていただくとわかるのですが、簡単に申し上げます。総括表では、療養給付費のところ、計となっていますが、総数的にはマイナス547件ほどあります。ただ、費用額の方はプラス629万ということで、件数は減ったけれども費用は増えております。その傾向は組合員、准組合員、それから家族も、すべて一緒でございます。

それから、下の方に参りまして、他の保険給付費というのがございますが、この中では計の上にあります療養附加金ですが、鋭意処理をしておりまして、ほとんど予定どおりに処理が終わっているのですが、69件増で224万増の2,018万近くを使ったということでございます。

それでは、18ページをご覧いただきます。(2) 療養諸費用額負担区分というものでございます。これは自己負担と保険者負担との分類でございまして、その表の右から2つ目の他法負担というの精神、生保、特定医療でございます。備考欄を見ていただきますと、前年度比率が総数、組合員、准組合員、家族分全てが増えたということでございまして、准組合員は特に入院が増えていることが関係しているようでございます。

では、次の19ページをご覧ください。今まで前ページにありました療養諸費用額負担区分というものと一緒にあったのですけれども、ちょっと独立してここに上げてございますが、食事療養費に関しましては准組合員分、家族分とも件数が増えて、費用も増えております。准組合員がプラス6、家族分がプラス8、費用額自体は、准組合員がプラス8万、家族分がプラス28万ということでございます。



それでは、次のページをご覧いただきます。

(4) 診療費の内訳でございます。ざっと見ていただいて、総数の件数でいきますとマイナス470件。ただ、費用額は、先ほどの傾向と当然同じなのですが、365万円プラスということでございます。費用額を人数割しますと10万5,372円ということで、前年よりは5,220円増ということでございます。これが後期高齢の方ですと、5、6倍に跳ね上がるということでございます。

それでは、次のページの医療給付費の推移表をご覧いただきます。ピンクの線が平成22年度、ブルーの方が21年度でございます。大体毎年度でこぼこするのですが、この年度の終盤2月から3月が伸びているかなということで少し心配しております。入院あるいは透析といったような関連が少し増えているという傾向があるようです。

それでは、次のページをご覧いただきます。医師組合員の疾病分類でございまして、これは下の注意書きに書いてございますが、平成22年5月分でございます。それから注の2にありますけど、疾病分類自体は119項目の疾病分類表を使っております。ここ3年間ぐらい同じでございまして、11番の消化器系が一番多くて、それから9番の循環器系が2番目、それから4番の内分泌・栄養及び代謝疾患が3番目ということでございます。

それでは、次のページをご覧ください。亡くなられた医師組合員の調べでございますけれども、原因につきましては、9番の循環器系の疾患、それから19番の分類が難しいというのが1件ございました。

では、次をご覧いただきます。医師組合員の年齢構成・平均年齢表でございます。ここは、昨年度の決算をご覧になった方は分かるかもしれません、実は75歳から79歳という区切り、それから80歳以上という区分を割愛させていただいています。これは全医連の組合員の構成に合わせて、表と一緒にしようということで、そのようにいたしました。30代が2.8%、40代が18.1%、50代が42%、60代が27.2%ということで、70代、70から74歳が9.9%。大体50代、60代を合わせて7割近いということでございます。以上でございます。

(板倉議長)

有り難うございました。それでは、議案第1号について質問はございませんでしょうか。ないようですので、これを承認してよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手をお願します。

【挙手多数】

賛成多数により、議案第1号は原案どおり承認されました。

次に議案第2号平成22年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算について認定を求める件について説明をお願いします。

(神鳥副理事長兼常務理事)

それでは、26ページをご覧いただきます。まず、決算書の第1、総括表を見ていただきます。まず歳入でございますけれども、歳入の一番右下の表、合計のところの増減が983万の増。通常はマイナスを表す△となっていますが、こういう書式でございまして、当初の予定よりは多かったということでプラスでございます。当初は3億7,410万ほど予定していたのですが、収入済額が3億8,393万だったということでございます。

まず、1の国民健康保険料は若干減で476万減の2億2,024万になったということでございます。2番目の国庫支出金に関しましては、当初の見込みよりもちょっと増えておりまして、その主なものが2番の国庫補助金で585万の増でした。4番目の共同事業交付金というのがありますが、これは高額医療費が使われるところの方に還付されるものですが521万ほど見込みより少なくなったということでございます。6番の繰入金に関しましては、年初に足らないだろうという見込みのもとに1番の準備金繰入金を全て3,275万入れてしましました。それから2番の積立金繰入金は、その年度で足らない時に補填するようにということで用意してある国が定めたのですが、給付費支払準備金からも1,125万を繰入金として入れてございます。多かったのは7番の繰越金でございまして、当初2,100万ほど予定していたのですが、3,507万ほどになったということでございます。

次の27ページをご覧いただきますと、歳出に関してですが、一番右側の方に数字がずらっと上がっておりまして、△印のついた数字はございません。ということは、歳出が全項目にわたって減だったということになるのですが、後ほど申し上げますけれども、実際には流用をしておりまして、かなりでこぼこがあるということでございます。

3番の保険給付費に関しましては、当初の予定よりは928万ほど減で終わったということでございます。その中の主なものは、療養諸費が568万ほど少なくて終わりました。それから4番の後期高齢の支援金も、当初の見込みよりも550万ほど少なく終わったということでございます。

あと欄外の方をちょっと見ていただきたいのですが、収支の差し引きの残高でございますが4,733万ということで、額面だけ見ますと前年度より1,226万多いのですが、実際には4,400万繰り入れをしております。その関係で3,174万の赤字ということになります。

それでは、それぞれの御説明をいたします。28ページをご覧いただきます。第2、歳入決算事項別明細書でございます。第1款国民健康保険料、第1項国民健康保険料ということですが、収入済額が2億2,024万でございました。内訳につきま

しては、均等割が65.1%、所得割が34.9%で、被保険者1人当たりの保険料が15万130円というところでございます。前年度よりも780円減ということをございます。

それでは、29ページをご覧いただきます。第2款国庫支出金、第2項国庫補助金でございますけれども、1番の療養給付費等補助金が当初の見込みより多いのですけれども、前年度よりは少ないということでございます。

2番の国保特別対策費補助金というのがあります、この中の節の3番目の高額医療費共同事業補助金は国から出るものでございまして、実際に高額医療費を使われた場合に全協からお金が入ってまいります。それは、30ページの一番上の第4款共同事業交付金、第1項共同事業交付金というところに入ってくるという形でございます。収入済額が当初の予定よりは少なくなったということでございます。これはレセプトで100万円、超過部分を申請するわけですが、全協からもいろいろ言ってきますので、最終的に少なくなるということをございます。

それから、第5款財産収入、第1項財産運用収入は預金利息でございまして、節のところの2番目に準備金利子収入というのがございます。これは県民債を入れておりますが、県民債も平成22年2月と平成22年8月に2本終わっております、2,000万は終わっております。あと24年2月まである1,000万が残っているということでございます。

それから、第6款繰入金、第1項準備金繰入金は、任意別途積立金でございまして、これが貯金のようなものでここに全部入れてしまったということでございます。

31ページをご覧いただきます。第6款繰入金、第2項積立金繰入金は、給付費支払準備金を取り崩して入れております。第7款繰越金に関しましては、当初予定よりは多くて3,507万ほどあるということでございます。

32ページを見ていただきますと、雑入がございますが、節の2番目、労働保険料のところが若干見込みより少なくなっているのですが、これは料率が下がったということが関連しております。それから第三者納付金は、交通事故によって保険料を使われると、後で還付してくるという部分ですが、今回は使わませんでした。

以上から歳入合計は前年度より983万増の383,932,892円となります。

それでは、歳出に移らせていただきます。歳出に関しましては、最初に第1款組合会費、第1項組合会費というのがございますが、その左から3つ目のところ、予備費支出流用増減というのがございますがここが少しずついろんなところで変

わってまいります。組合会が2回開催ということで、不用額が結構出ております。組合会を開いても3分の1ぐらい欠席されますとこういうふうに余ってくるという形になります。

33ページをご覧いただきます。第2款総務費、第1項総務管理費でございますが、1の役員会費、ここで8の報償費というものがございます。これに4万円出しておりますけれども、この報償費というのは、役員で退任される方がいた場合に出すということで予算を出してあるのですが、今回は議長の池田先生が県医師会の副会長になられたということで退任されましたので退職金、慰労金ということでお出ししております。

2番目の一般管理費では13番の委託料というのがございます。ここが30万ほど減になっておりますけれども、これはレセプトの電算処理が減ったということもありますし、システム変更やホームページ作成といったところにあまり費用がかからなかったということが関係しております。

それから、16番の備品購入費、これは皆さん御存じのように、この春から保険証がカード化されました。そのプリンターなどの購入費でございます。

34ページをご覧いただきますと、19番が会館負担金でございまして、医師国保組合が県医師会に賃料を払っているのですが、月々105,000円でトータル126万円ということでございます。4番の組合協議会費の9番の旅費は、さいたま市での全医連、鳥取市での中国四国医師会の連絡協議会、秋田市での全協総会がそれぞれ開かれ出席したものです。それでは、第3款保険給付費、第1項療養諸費でございますが、ここで1の療養給付費に不用額が出ております。当初の予定よりは559万ほど減で終わっております。1億3,840万ほど支出したということでございます。療養費その他合わせて、ここの項では1億3,981万ほど支出したということでございます。

3番の審査手数料については、レセプト1枚につき63円の負担と、それから出産育児一時金の事務費というのが1件当たり210円かかるということでございます。

35ページをご覧いただきます。第3款保険給付費、第2項高額療養費でございますけれども、ここも実はいろいろ計算しましたら最終的に不用額が出そうでございましたので、備考欄にありますが、療養附加金の方に2,909,000円流用しております。

それから、出産育児諸費でございますが、これも前年が10件あったのですが、この年度は6件ということで、やはり余りそうだということで、余る部分をすべて療養附加金の方に300万流用したということでございます。



36ページをご覧いただきます。保険給付費、第5項葬祭諸費でございますけれども、ここは先ほどもちょっと申し上げましたが、組合員が2名亡くなりました。その部分も不用額が出そうということで、療養附加金の方へ100万円流用しております。

その次の傷病手当金は組合員が入院1日3,000円、准組合員が入院1日1,000円でございます。いずれも180日間を限度として出しております。当初予定よりはどうも少なそうだということで、療養附加金の方へ1,268,000円流用しております。

一番下が療養附加金でございまして、以上の4項目から8,177,000円流用しここに持ってきたということでございます。なお、これに関しましては、1枚のレセプトにつき、入院が21,000円以上の部分、外来が5,000円以上の部分について還付するものでございます。平成23年度からは、この基準金額が変わっております。

37ページの第4款後期高齢者支援金でございますけれども、これは支払基金のエクセルシートに入れまして大体予算立てをするのですが、これも余りそうだということで、最終的に不用額の一部を備考欄にありますとおり、次の前期高齢者納付金の方に223万6,000円流用したということでございます。一番下が老人保健拠出金でございますけれども、これは今回で終わりということでございます。

それでは、38ページをご覧いただきます。第7款介護納付金、第1項介護納付金でございますけれども、これはこのところずっと増えていたのですが、若人が減ったせいでしょうか、若干少なくなりました。不用額が32万ほど出ております。

それから、第8款の共同事業拠出金でございますけれども、これは高額医療費が出た場合に、共同事業の方からお金を少し入れてもらうための保険料のようなものですが、これは前年度より52万ほど増えているのですが、不用額が出ております。

第9款が保健事業費の特定健診、特定保健指導でございます。毎度申し上げるのですが非常に不調でございます。10%行くのがやっとということ

でございまして、この間も7月23日に中国四国の全医連ブロック協議会というのがございまして、悪いのは島根、鳥取、広島である県は30%台、多いところは高知県が40%ぐらい行っていました。内容を見てみると、岡山県は日曜日に開いてもらいう医療機関を見つけて、そこへ行ってもらうとか、あるいは高知県でしたか、ヘリカルCTやマンモグラフィー、前立腺の検査、ああいうものをドックと一緒にやっているという工夫をして、それから、その日にその医療機関で階層化をもらって、もう初回面接をそこでやってしまうということで、保健指導の方を少し稼いでいるということをございました。当組合では安衛法による事業主の健診で受けたものをデータでいただくという方向を何とか模索したいというふうなお話がございました。いずれにしましても、執行率がこの項目については21.7%と非常に低いということでございます。

それから、39ページをご覧いただきます。保健事業費のもう一つの部分で保健事業総務費の方は、ちょっと増えていた乳がん、子宮がんなどのがん検診への助成が3件減で減りました。人間ドックも9件減っております。その関係で支出が若干減っております。ただ、インフルエンザの予防接種の助成金は64件増、スポーツ大会への参加費の助成金は9件増ということで、こちらの方が少し伸びていますが、執行率自体は73%ぐらいでございます。それから、第11款、一番下でございますけれども、諸支出金、第1項償還金及び還付加算金というものがございます。ここで償還金、補助金の返還がございました。実は医療費につきましては、2月に変更申請がございまして、それに見合った補助金を一旦もらうのですが、6月に実績報告を出すわけです。それに見合っていない場合、出し過ぎたから返せということになります。これが903万ほど支出したということでございます。これはもうしようがないものですから、予備費から898万円ほど入れてございます。では、最後の40ページをご覧いただきますと、第11款、真ん中のあたりですが、諸支出金、第3項地区医師会事務費交付金というのがございます。これは地区医師会に1人300円を送っているということでございます。

予備費の方は、先ほども償還金に回したということを申し上げました。

以上から、歳出に関しましては不用額が3,750万ほど出て、支出済み額が336,597,506円ということでございました。以上でございます。

(板倉議長)

有り難うございました。ここで監査報告をお願いします。

(明穂監事)

監事の明穂です。去る7月14日に鳥取県医師会館におきまして新田監事とご一緒に平成22年度決算及び業務につきまして監査を行いましたので、監査結果のご報告を申し上げます。国民健康保険法第24条第3項に基づき、平成22年度鳥取県医師国民健康保険組合事業報告、歳入歳出決算及び財産目録等につきまして、関係帳簿並びに証憑書等を照合のうえ、監査いたしました結果、適正であることを認めました。付け加えまして、理事長、副理事長が言及なさいましたが、今後かなりの赤字が予想されます。さらに国庫補助がゼロになれば運営ができなくなります。従いまして、早いうちから保険料の値上げを検討されるのが妥当であると思いました。以上でございます。

(板倉議長)

有り難うございました。それでは、議案第2号について質問はございませんでしょうか。ないようですので、これを承認してよろしいでしょうか。賛成の方は、挙手をお願いします。

【挙手多数】

賛成多数により、議案第2号は原案どおり承認されました。

(神鳥副理事長兼常務理事)

議長、申し訳ありません。資料を配付しましたので説明させていただきます。

お手元の資料1ですが、先ほど明穂監事が私の代弁をしていただきまして、その内容でございます。

年度別の収支表、11年間のものが全部上げてございます。まず1ページ目が単年度の収入でございまして、右から2つ目の繰入金というところを見ていただくと、平成19年から3年間で約1億円、9,900万ほど繰り入れています。数年前から国から積立金を余り持っているのはけしからん、富裕組合の特徴だということが言われていましたので、足らない場合には積極的に取り崩しました。県知事認可も一部緩みまして、組合会がある程度認めれば許してもいいという条項もできまして、それをある程度積極的に利用したという部分もございます。それで何とか収入自体はもっていたのですが、支出の方にいろいろと書いてございますが、後期高齢者支援金、あるいは前期高齢者納付金というのが新たに出てきました。ただ、老人保健拠出金はこの制度が終わりましたので徐々に減ってきているということで、これを見ると、例えば老人保健拠出金のところ、16年から18年、19年あたりは1億近く出ているのですが、後期高齢と前期高齢を足しても9,000万ぐらいです。また、自家診療が単年度収支のマイナスに相当影響しているということで止めたのですが、平成20年度は単年度収支の赤字が912万、21年度は980万ということ

でうまく推移していたのですが、22年度は3,174万も赤字です。考えてみると、保険料収入というものが2億2,000万ほどで保険給付費と後期高齢者支援金を合わせると貯えないですね。だから定期的に出していく保険給付費や後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金は保険料で貯えないときついのではないかと思っております。そういうことで少しずつ試算を始めておりますので、また新たに提示をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(板倉議長)

この件に関して質問はございますか。

(野坂議員)

17番の野坂です。最初に配っていただきました資料の43ページ積立金の参考資料ですが、法定積立金、特別積立金、給付費支払準備金で決められた額以上に積み立てている超過額が1億3,000万と3億2,000万ですね。こここの部分には手をつけずに保険料のアップを考えられているのでしょうか。

(神鳥副理事長兼常務理事)

これは理事会でも意見が分かれました。法定積立金を超えている部分が、例えば1)の特別積立は解散時の積立金ですけれども1.38倍あります。それから2)の単年度の不足に対して準備する給付費支払準備金が2.61倍あります。この2つを合わせると4,500万。平成22年度が大体4,400万突っ込みましたので、食い潰すのが1年か2年程度という感じがします。また、理事長挨拶でありましたが国庫補助率が下がるのが現実になりそうだということもございますので早目に手を打った方がいいと考えます。

(板倉議長)

よろしいでしょうか。

その他ご質問ございませんでしょうか。

それでは、これで本日の議事は全て終了いたしました。円滑な議事運営にご協力いただき感謝申し上げます。

これをもちまして組合会を閉会いたします。有り難うございました。

平成22年度事業報告、決算承認

鳥取県医師国民健康保険組合は、去る8月6日開催の第127回通常組合会で平成22年度の事業報告、歳入歳出決算等の諸議案が承認されました。概要は別記のとおりです。

平成22年度事業報告

1. 平成22年度医師国保事業実施状況

区分	実施年月日	実施事業項目	備考
組合会(2回開催)	22. 8. 7	第125回通常組合会 1) 平成21年度鳥取県医師国民健康保険組合事業報告について認定を求める件 2) 平成21年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算について認定を求める件	ホテルニューオータニ鳥取 鳥取市今町
	23. 3. 19	第126回通常組合会 1) 平成23年1月末現在鳥取県医師国民健康保険組合事業状況について 2) 鳥取県医師国民健康保険組合規約の一部改正(案)に関し議決を求める件 3) 平成22年度鳥取県医師国民健康保険組合事業計画(案)に関し議決を求める件 4) 平成22年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出予算(案)に関し議決を求める件	鳥取県医師会館 鳥取市戎町
理事会(5回開催)	22. 4. 15	第1回理事会 1) 理事長、副理事長、常務理事の選任について 2) 5/22 全協中国・四国支部総会の準備・運営について 3) 今後の諸会議について 4) 今後の組合運営について	同上
	22. 7. 22	第2回理事会 1) 4/21全医連代表者会出席報告 2) 4/22全協常務理事会出席報告 3) 5/13全協理事会出席報告 4) 5/22全協中国四国支部総会開催報告 5) 6/10全協総会出席報告 6) 7/24 中国四国医師国保組合連絡協議会の開催について 7) 第125回通常組合会の招集について 8) 第125回通常組合会付議事項について (1) 平成21年度鳥取県医師国民健康保険組合事業報告について (2) 平成21年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算について	同上
	22. 11. 25	第3回理事会 1) 10/8 全医連第48回全体協議会出席報告 2) 11/24 全協第4回常務理事会(臨時)出席報告 3) 規約の一部改正について 4) 法令遵守(コンプライアンス)担当理事の互選について 5) 当面の諸問題について (1) 一部負担金の付加給付について (2) 後期高齢者医療制度への対応について (3) 保険証のカード化について	同上
	23. 2. 24	第4回理事会 1) 1/27 全協常務理事会出席報告 2) 1/28 全医連代表者会出席報告 3) 平成22年度医師国保事業の現況について 4) 2/24 第2回監事会報告 5) 第126回通常組合会開催について 6) 第126回通常組合会付議事項について (1) 平成23年1月末現在鳥取県医師国民健康保険組合事業状況について (2) 鳥取県医師国民健康保険組合規約の一部改正(案)について (3) 平成23年度鳥取県医師国民健康保険組合事業計画(案)について (4) 平成23年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出予算(案)について	同上
	23. 3. 11	第5回(書面)理事会 1) 保険証のカード化について	書面理事会

監 事 会 (2 回 開 催)	22. 7. 22	第1回監事会 1) 平成21年度鳥取県医師国民健康保険組合事業状況について 2) 平成21年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算について 3) 財産目録及び預金証書等の管理状況について	鳥取県医師会館 鳥取市戎町
	23. 2. 24	第2回監事会 1) 平成23年1月末現在事業状況について 2) 平成23年1月末現在収支状況について 3) 財産目録及び預金証書等の管理状況について	同 上
保健 事 業	(随時)	特定健康診査事業、健康管理・健康増進のため事業への助成金交付	
		地区医師会主催の平成22年度保健事業の助成金交付	

《全医連関係》

区分	実施年月日	実 施 事 項	備 考
全 医 連	22. 10. 8	第48回全国医師国民健康保険組合連合会 ・代表者会議 ・全体協議会 1. 代表者会議の結果報告及び承認事項 (1) 平成21年度全医連事業報告及び歳入歳出決算の承認について (2) 平成21年度監査報告について (3) 平成22年度全医連事業計画及び歳入歳出予算の承認について (4) 平成22年度会費の額及び徴収方法の承認について (5) 選出役員の承認について (6) 次期全体協議会の開催について 2. 決議 3. 講演「政権交代における日本医師会の対応」 日本医師会 会長 原中勝征 先生 4. 特別講演「大きく生きよう」 作家 高橋玄洋 先生	さいたま市 さいたま市民会館うらわ、浦和ロイヤルパインズホテル 関東甲信越ブロック当番担当 埼玉県医師国保組合
中 四 国 ブ ロ ッ ク (全 医 連)	22. 7. 24	平成22年度中国四国医師国民健康保険組合連絡協議会 ・代表者会議 ・全体会議 1. 議事 (1) 平成21年度事業報告について(徳島県) (2) 平成21年度決算報告について(徳島県) (3) 次期当番県の決定について (4) 全医連第49回全体協議会の担当県について (5) 全医連国保問題検討委員会委員の選出について (6) 全医連理事(2名)の推薦について 2. 協議 (1) 国保組合がん検診受診率向上対策事業について(広島県) (2) 特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上について(山口県) (3) 積立金について(香川県) (4) 自家診療の規制緩和について(徳島県) (5) 柔道整復施術療養費の保険適用外請求と思われる申請の取扱いについて(愛媛県) 3. 特別講演「原っぱの診療所から」 鳥取市 野の花診療所 院長 徳永 進 先生	鳥取市 ホテルニューオータニ 鳥取 担当 鳥取県医師国保組合

《全協関係》

区分	実施年月日	実 施 事 項	備 考
全 協	22. 6. 10	第55回全協通常総会 1. 情勢報告 2. 議案審議 (1) 平成21年度事業報告について (2) 平成21年度一般会計収支決算について (3) 平成21年度研修事業等特別会計収支決算について (4) 平成21年度高額医療費共同事業特別会計収支決算について (5) 補欠役員の選任について (6) 第57回通常総会の開催地について	秋田市 秋田キャッスルホテル 当番 東北支部担当 秋田県医師国保組合

全 協	22. 12. 1	国民健康保険組合被保険者全国大会	東京憲政記念館
	23. 3. 11	第56回全協通常総会 1. 情勢報告 2. 議案審議 (1) 平成23年度事業計画について (2) 平成23年度会費について (3) 平成23年度一般会計収支予算について (4) 平成23年度共同事業等特別会計収支予算について (5) 平成23年度高額医療費共同事業特別会計収支予算について (6) 任期満了に伴う役員の改選について (7) 公益法人制度改革に伴う法人の移行について	東京明治記念館
中四国 (全 協) ブロッ ク	22. 5. 22	平成22年度全協中国四国支部総会 1) 平成21年度事業報告について 2) 平成21年度収支決算報告について 3) 平成21年度収支決算剰余金処分について 4) 平成22年度事業計画について 5) 平成22年度収支予算について 6) 平成22年度会費について 7) 「支部運営に関する了解事項」について 8) 平成24年度全協総会の担当県について	米子市 米子全日空ホテル 担当 鳥取県医師国保組合
ク中 委四 (全 協研 修会 会 ツ)	22. 5. 22	平成22年度全協中国四国支部委託研修会 1) 講演「国保組合を巡る情勢について」 厚生労働省保険局国民健康保険課 課長補佐 岩渕政博 氏 2) 講演「不思議の国・出雲～神話と考古学の狭間で」 関西外国語大学外国語学部 教授 佐古和枝 氏	同 上

2. 被保険者数の推移（平成22年4月～平成23年3月）

(人)

年 月	組合員	准組合員	家 族	計	後期高齢者組合員	第2号被保険者数	特定被保険者
22. 4	395	261	796	1,452	49	655	409
5	394	261	797	1,452	49	659	414
6	394	262	797	1,453	49	659	414
7	394	262	799	1,455	49	660	410
8	394	262	808	1,464	50	661	413
9	394	260	807	1,461	50	657	428
10	395	261	814	1,470	50	662	433
11	395	259	815	1,469	50	660	433
12	395	258	821	1,474	50	661	431
23.1	395	263	826	1,484	50	672	437
2	392	263	830	1,485	52	671	450
3	393	259	834	1,486	55	676	436
計	4,730	3,131	9,744	17,605	603	7,953	5,108
平均	394	261	812	1,467	50	663	426
前年度平均	400	278	829	1,507	46	665	428
構 成 比	26.9%	17.8%	55.3%	100%	※ 3.4%	※ 45.2%	※ 29.0%

※ 加入の割合

(参考) 年次別被保険者数

年 度	年 間 平 均					年 度 末 現 在 数				
	組合員	准組合員	家 族	計	指數%	組合員	准組合員	家 族	計	指數%
平成18	528	362	1,070	1,960	100.00	533	369	1,073	1,975	100.00
19	528	374	1,056	1,958	99.90	521	360	1,030	1,911	96.76
20	407	333	879	1,619	82.60	405	302	860	1,567	79.34
21	400	278	829	1,507	76.89	393	259	803	1,455	73.67
22	394	261	812	1,467	74.85	393	259	834	1,486	75.24

3. 財政状況

(1) 国民健康保険料賦課徴収状況

(単位:円)

保険料算定期	災害等による減免額	増△減	保険料調定期額	保険料収納額	未収額
218,982,000	0	1,258,500	220,240,500	220,240,500	0

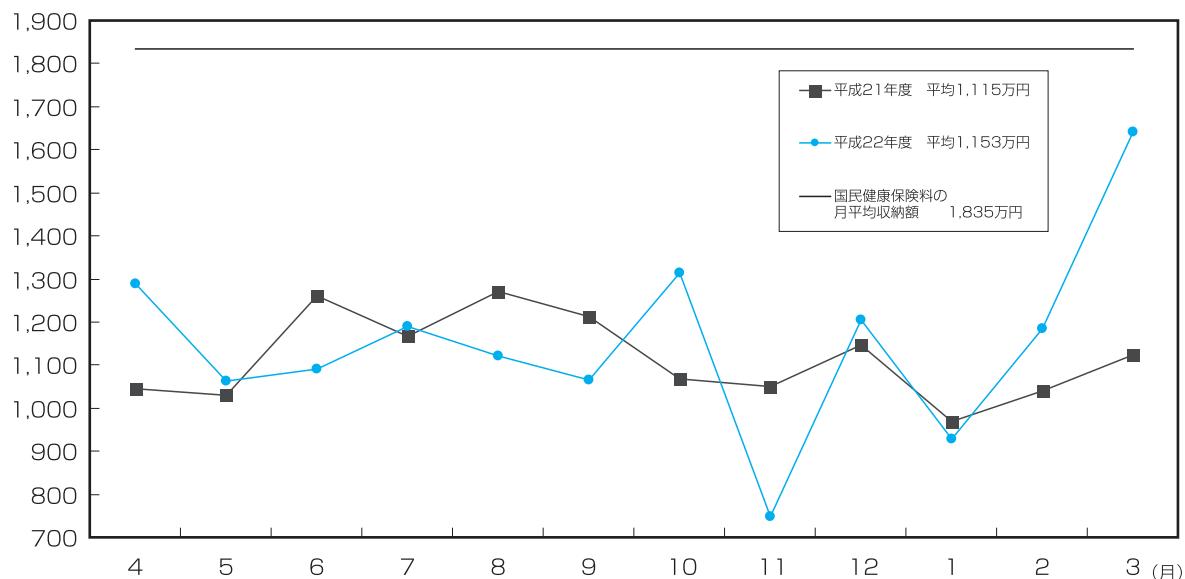
(2) 国庫支出金交付状況

(単位:円)

区 分	第1・四期分	第2・四半期分	第3・四半期分	第4・四半期分	計(決算額)
事務費負担金	975,000	0	0	1,225,419	2,200,419
療養給付費補助金	8,566,000	12,681,000	12,681,000	16,963,663	50,891,663
老人保健医療費拠出金補助金	131,000	0	0	294,301	425,301
介護納付金補助金	2,222,000	2,184,000	2,184,000	2,705,670	9,295,670
後期医療費支援金	4,132,000	4,116,000	4,116,000	5,044,013	17,408,013
国保特別対策費補助金	0	690,000	689,000	107,000	1,486,000
特定健康診査等補助金	0	0	240,000	0	240,000
計	16,026,000	19,671,000	19,910,000	26,340,066	81,947,066

(万円)

医療給付費の推移表



平成22年度鳥取県医師国民健康保険組合歳入歳出決算

第1 総括表

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較増減額
1. 国民健康保険料		225,000,000	220,240,500	220,240,500	0	4,759,500
	1. 国民健康保険料	225,000,000	220,240,500	220,240,500	0	4,759,500
2. 国庫支出金		75,940,000	81,947,066	81,947,066	0	△ 6,007,066
	1. 国庫負担金	2,040,000	2,200,419	2,200,419	0	△ 160,419
	2. 国庫補助金	73,900,000	79,746,647	79,746,647	0	△ 5,846,647
3. 前期高齢者交付金		1,000	0	0	0	1,000
	1. 前期高齢者交付金	1,000	0	0	0	1,000
4. 共同事業交付金		7,500,000	2,284,000	2,284,000	0	5,216,000
	1. 共同事業交付金	7,500,000	2,284,000	2,284,000	0	5,216,000
5. 財産収入		500,000	191,465	191,465	0	308,535
	1. 財産運用収入	500,000	191,465	191,465	0	308,535
6. 繰入金		44,000,000	44,004,127	44,004,127	0	△ 4,127
	1. 準備金繰入金	32,750,000	32,754,127	32,754,127	0	△ 4,127
	2. 積立金繰入金	11,250,000	11,250,000	11,250,000	0	0
7. 繰越金		21,000,000	35,075,345	35,075,345	0	△ 14,075,345
	1. 繰越金	21,000,000	35,075,345	35,075,345	0	△ 14,075,345
8. 諸収入		159,000	190,389	190,389	0	△ 31,389
	1. 預金利子	70,000	9,092	9,092	0	60,908
	2. 雑入	89,000	181,297	181,297	0	△ 92,297
合計		374,100,000	383,932,892	383,932,892	0	△ 9,832,892

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支 出 済 額	予算現額と支出済額との比較増減額
1. 組合会費		2,000,000	1,114,166	885,834
	1. 組合会費	2,000,000	1,114,166	885,834
2. 総務費		27,100,000	25,029,038	2,070,962
	1. 総務管理費	27,100,000	25,029,038	2,070,962
3. 保険給付費		183,700,000	174,416,805	9,283,195
	1. 療養諸費	145,500,000	139,814,623	5,685,377
	2. 高額療養費	12,991,000	11,111,040	1,879,960
	3. 移送諸費	300,000	0	300,000
	4. 出産育児諸費	3,300,000	2,490,000	810,000
	5. 葬祭諸費	700,000	600,000	100,000
	6. 傷病手当金	732,000	225,000	507,000
	7. 療養附加金	20,177,000	20,176,142	858
4. 後期高齢者支援金		68,664,000	63,124,100	5,539,900
	1. 後期高齢者支援金	68,664,000	63,124,100	5,539,900
5. 前期高齢者納付金		17,336,000	17,333,888	2,112
	1. 前期高齢者納付金	17,336,000	17,333,888	2,112
6. 老人保健拠出金		1,500,000	1,477,068	22,932
	1. 老人保健拠出金	1,500,000	1,477,068	22,932

7. 介護納付金		32,000,000	31,680,467	319,533
	1. 介護納付金	32,000,000	31,680,467	319,533
8. 共同事業拠出金		8,800,000	8,314,000	486,000
	1. 共同事業拠出金	8,800,000	8,314,000	486,000
9. 保健事業費		8,000,000	4,435,349	3,564,651
	1. 保健事業費	8,000,000	4,435,349	3,564,651
10. 基金積立金		500,000	191,465	308,535
	1. 準備金等積立金	500,000	191,465	308,535
11. 諸支出金		9,485,000	9,481,160	3,840
	1. 債還金及び還付加算金	9,034,000	9,033,860	140
	2. 過年度支出金	1000	0	1,000
	3. 地区医師会	450,000	447,300	2,700
12. 予備費		15,015,000	0	15,015,000
	1. 予備費	15,015,000	0	15,015,000
合計		374,100,000	336,597,506	37,502,494

歳入決算額 383,932,892 円

歳出決算額 336,597,506 円

歳入歳出差引残額 47,335,386 円

特定健診・特定保健指導について

平成20年4月からスタートした特定健診・特定保健指導も4年目を迎えます。

当県医師国保組合の受診率は、目標を大幅に下回り10%弱と低迷しています。

平成23年度は、昨年同様、健診期間を平成24年2月28日まで、窓口負担を無料としております。また、昨年まで准組合員の方の特定健診を安衛法との兼ね合いで行なっておりませんでしたが、今年度は准組合員の皆様についても受診券を送付していますので健診を受診していただきますようお願い申し上げます。

『特定健診』

○5月下旬に、健診対象者に「受診券」を送付しております。

対象者は健診医療機関の窓口に、「受診券」と「被保険者証」を提示して受診してください。

自己費用負担は、ありません。

○人間ドックを受けられた場合、組合へご連絡ください。

「健診データ情報提供料の支給申請書」をお送りいたしますので組合へ申請書と特定健診

記録票送付してくだされば、健診データ情報提供料を一人当たり1,000円お渡しいたします。

『特定保健指導』

保健指導対象者には、「特定保健指導利用券」をお送りする予定にしております。

それぞれに応じた支援を行います。

本人の費用の負担はありません。

○動機付け支援

(メタボリックシンドローム予備群)

生活改善の目標設定を個別面接又はグループ面接により受け、6ヶ月後に目標を達成できたかどうか、身体状況や生活習慣の変化を見ていきます。

○積極的支援

(メタボリックシンドローム該当者)

3~6ヶ月間、専門スタッフによる生活習慣改善のためのサポートが受けられます。

療養附加金について

去る3月19日開催の組合会に議案提出をし、賛成多数のご承認をいただきましたので、療養附加金について平成23年4月から下記のとおり改正しております。

- 入院の場合 月額 35,400円を超えた額
- 入院外の場合 月額 17,500円を超えた額

理由：新聞報道等により富裕組合への補助金不用

論が浮上しました。それを受け、国は一部負担金の補填を行なうべきでないと、国保組合に対して指導を行いました。

それを受けて当組合では、入院の場合は非課税世帯の自己負担限度額までを、入院外では国が妥当であると示した金額までを被保険者の方々へご負担していただくことといたしました。

鳥取県医師国民健康保険組合ホームページについて

この度、鳥取県医師国民健康保険組合では、ホームページを開設しました。
ホームページには、加入案内、給付事業、保健事業などの説明や申請様式一覧などが掲載されています。
今後ますますコンテンツを充実していきたいと思いますので、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

鳥取県医師国民健康保険組合ホームページ (<http://www.kokuho.tottori.med.or.jp/>)

鳥取県医師会会員の健康保険組合の公式サイトです。

個人情報保護方針 お問い合わせ サイトマップ

TOTTORI Prefecture Medical Association 鳥取県医師国民健康保険組合

鳥取県医師会会員の方で、まだ当組合に参加していない方は、家族・従業員共にもれなく加入しあげよう。

INDEX

INDEX サイト内検索 検索

新着情報

特定健診の受診券を発送しました。2010/06/03
 平成22年度中四国医師国保組合連絡協議会の開催について
 2010/04/23

各種様式ダウンロード Download

各種申請書・申込書などの書類がこちらからダウンロードできます。

鳥取県医師国民健康保険組合

〒680-8585 鳥取市戎町317
 TEL 0857-27-5565 FAX 0857-29-1578

医師国保のQ&A

鳥取県医師国民健康保険組合の「よくある質問」はこちらから▶

新規加入を検討されている方

→ 医療の給付
 → 加入資格
 → 保険料
 → 健康保険適用除外
 → 自家診療

すでに加入されている方

→ 特定健診・特定保健指導
 → 療養費の申請
 → 出産育児一時金について
 → 交通事故に遭った場合の届出方法

各ページに掲載されている写真、記事の無断転載を禁じます。

Copyright (C) 2006 鳥取県医師国民健康保険組合 All Rights Reserved.

組合の申請書・届書等手続き便覧

区分	申請等の事由	提出する書類等
資格関係 この欄に掲げる申請届書はすべて事業主組合員を経由すること。 1.~6.の手続きは、当該事由の発生後十四日以内に届け出ること。	1. 組合へ加入するとき (新規及び追加加入)	・資格取得届 ・被保険者証-(追加加入の場合)
	2. 被保険者証を紛失又は汚損したとき	・被保険者証再交付申請書
	3. 修学の為、他の都道府県に居住する時、及び、修学を終えたとき	・国民健康保険法第116条 該 当 届 非該当
	4. 療養等で長期間住所を離れるとき(1ヶ月以上、但し国外へ出る場合を除く)	・在学証明書又は学生証の写し ・被保険者証
	5. 住所、氏名、などが変わったとき	・特別被保険者証交付申請書・被保険者証
	6. 資格喪失 他の社保加入 医師会脱退、退職(准組合員) 世帯離脱(結婚など) 生活保護適用、死亡その他	・住所氏名変更届・被保険者証 ・資格喪失届 事業主組合員が資格喪失の場合 は所属の准組合員も同時喪失となる
保険料	7. 災害による資産の喪失その他により、保険料の納入が困難になったとき	・保険料減額・免除・徴収猶予申請書
給付関係	8. 緊急その他、やむをえない理由で保険による診療が受けられなかったとき	・療養費支給申請書(8の場合)
	9. 制度上、保険扱いとならない柔道整復や、医師の指示、同意により補装具の装着やマッサージ師の施術等を受けたとき	・診療報酬明細書(9の場合) ・領収書及び診断書
	10. 死亡したとき	・葬祭費支給申請書 ・死亡診断書
	11. 保険診療の一部負担金が規定の額(150,000円又は、80,100円)をこえたとき	・高額療養費支給申請書 ※該当者に国保組合から直接ご送付いたします
	12. 出産したとき (妊娠4ヶ月以上の流産、死産を含む)	・出産育児一時金支給申請書
	13. 交通事故など、他人の行為が原因で傷病をうけ、かつ保険で給付を受けるとき	・第三者行為による傷病届 ・事故に関する「念書」 ・事故発生状況報告書
	14. 療養のため入院・入所したとき	・傷病手当金支給申請書
	15. 療養の給付を受けたときの自己負担が一定の額を超えたとき	・療養附加金支給申請書 ※該当者に国保組合から直接ご送付いたします
保健事業	16. 人間ドックを利用したとき	・人間ドック助成金交付申請書 ・領収書の写し

上記の申請時には、書類の提出が必要です。医師国保組合事務局に連絡いただくか、鳥取県医師国民健康保険組合ホームページ「申請様式一覧」から書類をダウンロードいただき、ご提出ください。